

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月10日

【四半期会計期間】 第28期第1四半期(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

【会社名】 トランス・コスモス株式会社

【英訳名】 transcosmos inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼COO 奥田昌孝

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号

【電話番号】 03-4363-0140

【事務連絡者氏名】 常務執行役員CFO 本田仁志

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号

【電話番号】 03-4363-0140

【事務連絡者氏名】 常務執行役員CFO 本田仁志

【縦覧に供する場所】 トランス・コスモス株式会社 大阪本部
(大阪府大阪市北区梅田三丁目3番20号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第27期 第1四半期 連結累計期間	第28期 第1四半期 連結累計期間	第27期
会計期間	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
売上高 (百万円)	38,184	39,527	161,208
経常利益 (百万円)	1,907	1,279	8,970
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,345	1,228	4,969
四半期包括利益または包括利益 (百万円)	1,676	1,137	6,141
純資産額 (百万円)	44,707	48,472	48,819
総資産額 (百万円)	92,628	91,013	93,137
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	32.70	29.85	120.77
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	44.6	49.3	48.7

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第27期第1四半期連結累計期間および第27期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第28期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べて2,123百万円減少し、91,013百万円となりました。このうち流動資産につきましては、972百万円減少し、65,723百万円となりました。これは、売掛金の減少や当社における欠損金に係る繰延税金資産が減少したことなどによるものであります。固定資産につきましては、1,151百万円減少し、25,289百万円となりました。これは投資有価証券の上場株式時価評価による減少や関係会社株式の一部売却による減少などであります。

また、負債の部につきましては、前連結会計年度末に比べて1,777百万円減少し、42,540百万円となりました。これは主に借入金の返済による減少であります。

純資産の部につきましては、前連結会計年度末に比べて346百万円減少し、48,472百万円となり、自己資本比率は、49.3%となりました。

(2) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は、欧州債務問題、中国経済の減速など外部環境に不透明さは残るものの、復興関連需要を背景に公共投資や企業の設備投資などが増加傾向にあるなど内需を中心に緩やかに持ち直しつつあります。

当社グループを取り巻く事業環境は、情報サービス市場では、IT基盤、業務ソフトウェアの刷新・標準化といったニーズが増加するなど企業のIT投資マインドが改善してきております。また、企業のグローバル展開や国際競争力の強化、コスト適正化といった目的からBPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）の需要が引き続き拡大してきております。デジタルマーケティング市場は、ダイレクトセールス、スマートフォン、ソーシャルメディアといった新たな需要を背景に引き続き拡大してしております。

このような状況の下、当社グループは、一部大型スポット案件の終了や、新卒採用の拡大、新規事業開発の体制強化、新規受注業務の立上げといった先行投資などによる収益への影響はあったものの、新たな需要を見据えた将来戦略に向けて経営・事業基盤の強化に取り組みました。

具体的には、組織機構において、平成24年度よりグローバル営業統括部、ECサービス本部をそれぞれ新設し組織体制の強化を図りました。また、サービス面では、急速な拡大を続けるスマートフォンにおいて、広告効果を一元管理、解析が可能なスマートフォン広告効果測定ツール「transcosmos SmartPhone Ad tracking」（TSPAD）の提供を開始しました。

以上の取り組みの結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高39,527百万円となり前年同期比3.5%の増収となりました。利益につきましては、大型スポット案件の終了など売上総利益率の低下により、営業利益は1,223百万円となり前年同期比34.6%の減益、経常利益は1,279百万円となり前年同期比32.9%の減益、四半期純利益は1,228百万円となり前年同期比8.7%の減益となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(単体サービス)

当社におけるアウトソーシングサービス事業等につきましては、売上高は32,334百万円と前年同期比3.5%の増収となりました。また、大型スポット案件の終了や新規受注に伴う先行投資などにより、セグメント利益は837百万円と前年同期比50.7%の減益となりました。

(B to B国内子会社)

B to B国内子会社につきましては、デジタルマーケティング子会社における受注の拡大やコスト削減効果などにより、売上高は5,295百万円と前年同期比1.0%の増収となり、セグメント利益は252百万円と前年同期比234.5%の増益となりました。

(B to B海外子会社)

B to B海外子会社につきましては、韓国におけるコールセンターサービスの受注が好調に推移し、売上高は3,955百万円と前年同期比13.9%の増収となり、セグメント利益は149百万円と前年同期比530.4%の増益となりました。

(B to C子会社)

B to C子会社につきましては、一部の受託開発案件の延期の影響などにより、売上高は474百万円と前年同期比38.4%の減収となり、セグメント損失は33百万円（前年同期はセグメント利益22百万円）となりました。

なお、セグメント損益につきましては、四半期連結損益計算書における営業利益をベースとしております。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体的意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の買付けを行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような濫用的な買収に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 基本方針実現のための取り組みの具体的な内容の概要

(a) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み (中期経営計画等)

当社は、当社の企業価値の源泉を踏まえ、創業以来、一貫して標榜してきた「顧客第一主義」という理念のもと、今後も引続き、以下の諸施策に取り組み、当社の企業価値ひいては株主共同の利益向上を図ってまいります。

(i) Marketing&SalesおよびBPO事業領域への取り組み

当社は、全ての企業が共有する至上命題である売上拡大とコスト削減を総合的かつグローバルに支援するため、新たにMarketing&SalesおよびBPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）を事業領域として定め、この領域において様々なアウトソーシングサービスを提供していきます。Marketing&Sales事業領域におきましては、コールセンター、モバイル、Web等、企業と顧客との接点によりインタラクティブとなる中、顧客接点の強化に繋がるサービスを創出し、顧客価値の最大化への解決策を提供することで企業の売上拡大を支援していきます。

当社が提供するコールセンターを始めとする諸機能は、お客様企業にとっては自社顧客とのフロント接点となっております。当社が当該機能を担っていることにより気づき得る、当社ならではの顧客分析・コンサルティング能力によって、お客様企業の抱える潜在的ニーズ・タスクを顕在化することで、顧客価値の最大化を実現していきます。さらにEC（eコマース）、スマートフォン、SNS（ソーシャルネットワークワーキング・サービス）といった新チャネルへの対応ニーズにもいち早く取り組み、より最適なサービスの創出と提供を実現していきます。

企業のコスト削減・業務効率化に繋がるBPO事業領域におきましては、お客様企業内のコスト削減ニーズに対し、人が生み出す最適なプロセスを、ITを活用し標準化するという当社の強みを活かし、コスト最適化を実現しております。また、創業以来の実績とノウハウに加え、サービスのデリバリーモデルをオンサイトからニアショア・オフショアへのシフトにより、高い品質を維持したローコストソリューションを実現しています。さらに、サービス領域を従来の顧客サポート部門向け業務、情報システム部門向け業務、営業間接業務等に加え、人事・経理・総務・購買等のコーポレート業務領域へと広げており、より広範なコスト削減ニーズに応えるワンストップサービスに対応していきます。

(ii) グローバル化市場でのサービスの提供

当社は平成7年に初めて中国に進出し、高品質・低コストでのシステム開発（オフショアリング開発）事業へ参入したのを皮切りに、現地向けのコールセンター、デジタルマーケティング、ビジネスプロセスアウトソーシング等、中国・韓国を中心としたアジア市場でのサービス体制の構築・展開を加速させています。韓国ではNo. 1アウトソーサーとしてリーディングカンパニーとなるべく、既存事業（コールセンター・ダイレクトメール・フィールドサービス）に加え、デジタルマーケティング事業を強化し、真のMCMサービスを提供しております。中国では各事業を連携・統合し、中国における当社のブランド力・営業力・サービス力を強化、中国市場でMCM事業の確固たる基盤を確立しております。また、有望市場であるEC市場および金融・通信市場においてもさらなる成長を目指すと共に日本市場向けオフショアサービスの低コスト・高品質を追及します。ASEAN・欧米市場への進出につきましては、当社のビジネスモデルを確立すべく、収益機会の確保を目指します。

以上のようなグローバル展開を行うためには、適切なマネジメント運営が必要と考えております。当社では、海外現地人材の雇用促進と育成をするだけでなく、グローバルで認められる独自のマネジメント手法「TCI way」を確立し、ベストプラクティスの標準化・再利用の徹底をグローバルで実現することで、事業とマネジメント手法をリンクさせグローバル展開を加速していきます。

(iii) グループ各社との連携による高付加価値・高品質なサービスの提供

当社は、当社が持つ独自サービスに加え、分析力、技術力といったそれぞれの分野で高い専門性を持つ企業も多く抱えています。このようなグループ各社との連携を深め、当社の「人」による運用力をベースに高い事業シナジーを創出し続けていくことで、より高付加価値・高品質なサービス提供を実現していくとともに、独自性と総合力でコスト競争力強化に取り組んでいきます。

(コーポレート・ガバナンスの強化)

当社は、透明性の高い公正な経営を実現すべく、取締役の任期を1年とし、11名の取締役のうち3名を独立性のある社外取締役とすることにより経営に対する監視機能の強化を図っております。運営面では、構成員である各取締役が各々の判断で意見を述べられる独立性を確保し、活発な議論が行われております。例えば当社が現在進めているSNSを活用したデジタルマーケティング機能の提供といった事業展開においては、社外取締役よりその専門的知見を得ることで、当社の事業推進上大きな効果を得ております。また、意思決定の迅速化による事業環境変化への対応力強化をはかるため執行役員制を導入しております。監査役につきましては、社外監査役2名を含む4名により監査役会を構成し、取締役会等の重要な会議に出席するほか、当社および国内外子会社への監査を実施し、取締役の職務執行の監査を行っております。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの具体的な内容の概要

(i) 当社は、平成24年5月15日開催の取締役会決議および平成24年6月27日開催の第27回定時株主総会決議に基づき当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を、更新することといたしました。本プランの概要については、下記(ii)のとおりです。

(ii) 本プランの概要

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や、当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プランにおける所定の発動要件を満たす場合等には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および、当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権の、その時点の当社を除く全ての株主に対する新株予約権無償割当て、またはその他の法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プランにおける所定の場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

なお、本プランの有効期間は、平成24年6月27日開催の第27回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時とされております。

③ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の中期経営計画等およびコーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株式に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。さらに、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を充足していること、更新に当たり株主の皆様承認を得ていること、一定の場合には本プランの発動の是非について株主意思確認総会において株主の皆様意思を確認する仕組みが設けられていること、有効期間を約3年とするいわゆるサンセット条項が付されていること、および有効期間の満了前であっても、当社株主総会により本プランを廃止できるものとされていること等株主意思を重視するものとなっております。また、本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、本プランの発動に際しての実質的な判断は、経営陣からの独立性を有する社外取締役等によって構成される独立委員会により行われること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされていること、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性も担保されております。

したがって、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は152百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	48,794,046	48,794,046	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株で あります。
計	48,794,046	48,794,046	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年6月30日	—	48,794,046	—	29,065	—	—

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,649,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 40,942,900	409,429	—
単元未満株式	普通株式 201,446	—	—
発行済株式総数	48,794,046	—	—
総株主の議決権	—	409,429	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が9,800株含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数98個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) トランス・コスモス 株式会社	東京都渋谷区渋谷3-25-18	7,649,700	—	7,649,700	15.68
計	—	7,649,700	—	7,649,700	15.68

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）および第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年 3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年 6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	36,585	36,819
受取手形及び売掛金	24,571	23,622
商品及び製品	11	18
仕掛品	520	573
貯蔵品	22	24
繰延税金資産	3,429	2,884
その他	1,926	2,161
貸倒引当金	△372	△382
流動資産合計	66,696	65,723
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	3,412	3,399
工具、器具及び備品（純額）	2,176	2,162
土地	1,140	1,146
その他（純額）	296	276
有形固定資産合計	7,025	6,984
無形固定資産		
のれん	*1 244	*1 229
ソフトウェア	1,164	1,153
その他	328	344
無形固定資産合計	1,737	1,726
投資その他の資産		
投資有価証券	5,050	4,066
関係会社株式	3,386	3,021
その他の関係会社有価証券	76	77
関係会社出資金	671	718
繰延税金資産	144	421
差入保証金	4,510	4,621
その他	4,141	3,945
貸倒引当金	△303	△294
投資その他の資産合計	17,679	16,578
固定資産合計	26,441	25,289
資産合計	93,137	91,013

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年 3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年 6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,840	4,300
短期借入金	*2 695	*2 480
1年内償還予定の社債	1,070	1,070
1年内返済予定の長期借入金	9,059	8,606
未払金	2,868	2,646
未払費用	6,688	6,957
未払法人税等	852	644
未払消費税等	1,779	1,556
賞与引当金	3,232	4,496
その他	1,758	2,095
流動負債合計	32,845	32,855
固定負債		
社債	590	590
長期借入金	7,891	6,126
退職給付引当金	147	147
訴訟損失引当金	2,555	2,555
その他	288	265
固定負債合計	11,473	9,685
負債合計	44,318	42,540
純資産の部		
株主資本		
資本金	29,065	29,065
資本剰余金	20,510	20,510
利益剰余金	13,900	13,606
自己株式	△15,923	△15,923
株主資本合計	47,553	47,259
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	688	19
為替換算調整勘定	△2,924	△2,423
その他の包括利益累計額合計	△2,236	△2,404
少数株主持分	3,502	3,617
純資産合計	48,819	48,472
負債純資産合計	93,137	91,013

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
売上高	38,184	39,527
売上原価	31,185	32,959
売上総利益	6,998	6,567
販売費及び一般管理費	5,127	5,344
営業利益	1,871	1,223
営業外収益		
受取利息	13	14
受取配当金	22	22
持分法による投資利益	77	90
デリバティブ評価益	77	74
その他	111	108
営業外収益合計	302	311
営業外費用		
支払利息	118	71
為替差損	132	174
その他	15	8
営業外費用合計	265	255
経常利益	1,907	1,279
特別利益		
関係会社株式売却益	—	1,078
企業立地助成金等	35	34
その他	16	1
特別利益合計	51	1,114
特別損失		
固定資産除却損	6	5
減損損失	20	7
持分変動損失	—	8
その他	74	3
特別損失合計	101	25
税金等調整前四半期純利益	1,858	2,369
法人税、住民税及び事業税	76	488
法人税等調整額	430	601
法人税等合計	506	1,090
少数株主損益調整前四半期純利益	1,351	1,278
少数株主利益	5	50
四半期純利益	1,345	1,228

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,351	1,278
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1	△666
為替換算調整勘定	246	416
持分法適用会社に対する持分相当額	76	109
その他の包括利益合計	325	△140
四半期包括利益	1,676	1,137
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,621	1,060
少数株主に係る四半期包括利益	55	76

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	
(連結の範囲の変更)	当第1四半期連結会計期間より、株式会社BASIS PLANETは平成24年6月1日付で、当社の連結子会社である株式会社Jクリエイティブワークス(旧 株式会社バンドワゴン)と合併したため、連結の範囲から除外しております。
(持分法適用の範囲の変更)	当第1四半期連結会計期間より、サイバーソース株式会社は、保有する全株式を売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)	当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる当第1四半期連結累計期間の損益への影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 のれんおよび負ののれんの表示

のれんおよび負ののれんは相殺表示しております。相殺前の金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
のれん	341百万円	314百万円
負ののれん	97百万円	85百万円
差引額	244百万円	229百万円

※2 当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約等

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
当座貸越極度額および 貸出コミットメント等の総額	6,900百万円	6,900百万円
借入実行残高	430百万円	430百万円
差引額	6,470百万円	6,470百万円

3 偶発債務

前連結会計年度(平成24年3月31日)

当社が受注した治験薬割付業務に関して、アルフレッサファーマ株式会社および田辺三菱製薬株式会社から、1,474百万円の損害賠償請求訴訟が平成23年2月18日東京地方裁判所に提起されました。この訴訟に関して、平成24年1月23日に原告から請求の趣旨拡張の申立があり、損害賠償請求額は2,501百万円に変更されております。当社は、今後裁判において当社の主張を明らかにしていく予定です。

当第1四半期連結会計期間(平成24年6月30日)

当社が受注した治験薬割付業務に関して、アルフレッサファーマ株式会社および田辺三菱製薬株式会社から、1,474百万円の損害賠償請求訴訟が平成23年2月18日東京地方裁判所に提起されました。この訴訟に関して、平成24年1月23日に原告から請求の趣旨拡張の申立があり、損害賠償請求額は2,501百万円に変更されております。当社は、今後裁判において当社の主張を明らかにしていく予定です。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)およびのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
減価償却費	487百万円	448百万円
のれんの償却額	65百万円	24百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,357	33	平成23年3月31日	平成23年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,522	37	平成24年3月31日	平成24年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

報告セグメントごとの売上高および利益の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	単体 サービス	B to B 国内子会社	B to B 海外子会社	B to C 子会社	合計		
売上高							
外部顧客への売上高	31,168	2,901	3,345	768	38,184	—	38,184
セグメント間の内部 売上高または振替高	61	2,339	126	0	2,527	△2,527	—
計	31,229	5,241	3,471	769	40,711	△2,527	38,184
セグメント利益	1,698	75	23	22	1,820	51	1,871

(注) 1 セグメント利益の調整額51百万円は、セグメント間取引消去20百万円、のれんの償却額30百万円であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高および利益または損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	単体 サービス	B to B 国内子会社	B to B 海外子会社	B to C 子会社	合計		
売上高							
外部顧客への売上高	32,293	2,933	3,827	473	39,527	—	39,527
セグメント間の内部 売上高または振替高	40	2,362	127	0	2,531	△2,531	—
計	32,334	5,295	3,955	474	42,059	△2,531	39,527
セグメント利益 または損失(△)	837	252	149	△33	1,206	17	1,223

(注) 1 セグメント利益または損失(△)の調整額17百万円は、セグメント間取引消去5百万円、のれんの償却額11百万円であります。

2 セグメント利益または損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

「会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更」に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更したため、報告セグメントの減価償却の方法を改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

これによる当第1四半期連結累計期間のセグメント損益への影響は軽微であります。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	32円70銭	29円85銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	1,345	1,228
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,345	1,228
普通株式の期中平均株式数(株)	41,145,381	41,144,178
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	普通株式 新株予約権1銘柄 212,400株 上記の新株予約権は平成 23年6月30日をもって権利 行使期間満了により失効し ております。	—

- (注) 1 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

重要な訴訟事件等

当社は日本GE株式会社（以下「日本GE」といいます。）から、3D-CADソフトウェアの販売取引に関する詐欺行為を発端として、平成19年8月に損害賠償請求訴訟および売買代金返還請求訴訟ならびに譲受債権請求訴訟をそれぞれ提起され、請求棄却を求めて争って参りましたが、上記各訴訟の早期解決のため、平成22年10月、日本GEと訴訟外で和解し、日本GEに対して2,477百万円を支払い、上記各訴訟はいずれも取下げとなりました。上記和解に伴い日本GEの第三者に対する損害賠償請求権の一部を譲り受けたことに基づき、上記損害賠償請求訴訟における日本GEの訴訟上の地位を一部承継し、同訴訟の共同被告らの一部に対して支払を請求しており、現在、係争中であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月10日

トランス・コスモス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒 尾 泰 則 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 川 豪 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 南 伸 明 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているトランス・コスモス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、トランス・コスモス株式会社及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。